

新成人の皆さん！7月10日は 参議院議員通常選挙の投票日です

投票日時 7月10日(日) 午前7時～午後6時
投票所 事前に郵送する入場券に記載された投票所
期日前投票 投票日当日に仕事などで投票所に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

●期日前投票所・期間

施設名	期間	時間
市役所1階 「みんなのスクエア」	7月9日(土)まで	午前8時30分～午後8時
JR須賀川駅2階 「コミュニティプラザ」		午前10時～午後8時
長沼保健センター	7月4日(月)～9日(土)	午前8時30分～午後6時
岩瀬市民サービスセンター		

選挙管理委員会事務局 ☎(88)9163

「成人式」から「20歳のつどい」に

本市ではこれまで通り、20歳の人を対象にお祝いの式典を行います。名称を変え、令和5年1月に「須賀川市20歳のつどい」を開催します。

実行委員を随時募集しています

対象者 18歳(高校生を除く)からおおむね30歳までの市内在住または在勤、在学の人
 ※市外在住であっても、20歳のつどい該当者は応募可

応募方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

生涯学習スポーツ課 ☎(88)9171

思い出に残る式典を一緒に作りましょう！



20歳のつどい実行委員募集



20歳のつどい実行委員会委員 五十嵐光稀さん



■成年年齢引き下げ

18歳からの自由と責任



期待と不安の声

4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。法律の施行から3カ月が経ち、当事者となった高校生の皆さんに話を聞きました。成人を迎える皆さんにどのような影響があったのか、心構えとして何が必要なのかを紹介いたします。

高校生の皆さんからは「できることが増えるのは楽しみ」「大人の仲間入りができる」「など、成人を迎えることに期待する一方で「責任だけを感じる」「契約間違いや詐欺にあうかもしれないと思うとすごく不安に感じる」などの不安の声も聞かれました。特に「契約」に対して、心配が大きいです。

広がる自由と権利

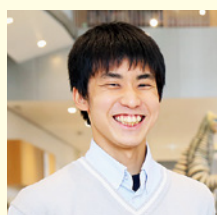
民法で定めている成年年齢には二つの意味があり「一人で契約をすることができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味です。

私はすでに18歳となり、成人を迎えました。成年の権利を得たことよりも、責任が重くなったということの方を強く感じています。契約の機会があったときには、何でもすぐに契約せず、十分注意したいと思います。



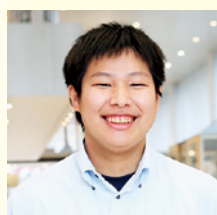
帝京安積高校3年 渡邊莉央さん

高校生で成人になることを不思議に感じることはありますが、大人の仲間入りができることは楽しみでもあります。成人式は進学や就職が落ち着き、お酒も飲めるようになる20歳の開催が良いと思います。



日大東北高校2年 西村怜太郎さん

成年年齢の引き下げはニュースで知り、学校の授業でも取り上げられています。クレジットカードなどは先の話ですが、中古品店で物を売るときに親の同意が不要になることは、身近な変化だと思いました。



清陵情報高校3年 中山 純さん

18歳になったらできること	20歳になったらできること
<ul style="list-style-type: none"> ▶親の同意のない契約(携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードの作成など) ▶結婚(女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に変更) ▶選挙の投票 	<ul style="list-style-type: none"> ▶飲酒 ▶喫煙 ▶競馬、競輪、競艇などの公営競技の投票権の購入 ※健康面への影響や非行防止、青少年保護の観点から現状維持

こんな消費者トラブルに注意！

- 定期購入** お試し品を低価格で購入。1回限りの購入と思いついていたが、実は定期購入で、支払総額が高額になった。
- もうけ話** もうかる投資話があると言われて、借金をして投資したが、実は詐欺でお金が戻ってこなかった。
- 美容医療** 美容外科クリニックの契約内容をよく確認せず施術を受けてしまい、術後、体に支障が出た。

責任を伴う契約

未成年者が契約するためには、親の同意が必要です。もし未成年者が、親の同意を得ずに契約したときは、民法で定められた「未成年者取消権」により、その契約を取り消すことができます。

未成年者の消費者被害を抑止しています。しかし、成年になると未成年者取消権は行使できなくなります。親の同意がなくても自分の意思で契約ができるようになりませんが、その責任を負うのも自分自身です。

18歳からの心構え

「インターネットで気になる商品の広告が出てきた」「SNSで投資の勧誘を受けた」など、意図しないものも含め、日常の生活の中で契約の機会は数多く訪れます。

即決は避け、お金を払う・サインをする・押印する前に、本当に必要な契約かどうか落ち着いて考えることが大切です。判断に迷うときは、一人で悩まず、家族や消費生活センター(☎024(521)0999)などに相談しましょう。

成年の責任を理解しながら、新しくできるような生活になることを自分の生活に上手に活用しましょう。

秘書広報課 ☎(88)9112